



宮崎県公報

平成30年7月26日(木曜日) 号外 第32号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市橘通東2丁目10番1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目次

告示

○県税の期限の延長 ----- (税務課) 1 頁

告示

宮崎県告示第643号

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。)第22条ただし書の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、自動車取得税、条例第62条の2第2項又は第4項の規定により徴収する自動車税及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

平成30年7月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定地域	
都道府県名	市町村名
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市